

# 滋賀労働



滋賀県労働広報紙

642号  
2017

## 滋賀県各地でメーデーが開催されました

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第88回滋賀県労働者統一メーデーを4月29日に県内4ヶ所で開催し、計5,600人が参加しました。中央集会は、栗東芸術文化会館さきらシンボル広場で開催され、1,200人が参加しました。

式典では、『震災を絶対に風化させない、そして絆を深めた仲間とスクラムを組んで被災地を全力で支え続けていく』『政策・制度

の実現を通じた雇用の安定と質の向上、社会的セーフティネットの拡大・強化による子育て、医療、介護など将来不安の解消にも全力で取り組む』『国際労働組合総連合（ITUC）と連携し、戦争や紛争、テロはもちろん、格差や貧困、環境破壊や人権侵害を撲滅し、さらに世界中でディーセント・ワークが確立できるよう、真摯に取り組む。そして、全ての働く者や生活者、関係団体やNPO・NGOと一つとなり、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、連携を強化し全力を挙げる』などのメーデー宣言を採択し、『長時間労働の撲滅 ディーセント・ワークの実現 今



こそ底上げ、底支え、格差是正の実現を！』をスローガンとして確認しました。また、長時間労働を是正する取り組みの強化に向けた特別決議も採択されました。

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第88回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計1,045人が参加しました。中央集会は、大津市の膳所城跡公園で開催され、400人が参加しました。メーデースローガンを『働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう』とし、『なくせ貧困と格差 大幅賃上げ・底上げで景気回復、地域活性化』『いますぐどこでも最賃1000円に 全国一律最賃制の実現』『なくせ過労死 8時間働いて暮らせる賃金を』『年金・医療・介護など社会保障制度の拡充』などをメインスローガンに掲げ、参加者に団結を呼びかけました。その後、メーデー宣言で『最低賃金時給1000円以上の実現とあわせ、8時間働けば人間らしく暮らせる働くルールの確立、ディーセントワークの実現にむけ踏みだす』ことなどが確認されました。参加者らは集会の後、デモ行進を行い『被災地の早期復興をはかれ』『大幅賃上げで景気を回復しよう』『失業と貧困をなくそう』などを訴えました。

### 目次

表紙	メーデーが開催されました
P2	STOP熱中症クールワークキャンペーンについて 「雇用推進労使会議チャレンジしが」開催報告
P3	滋賀労働局 雇用環境・均等室からのお知らせ 平成29年度公正採用選考研修会開催日程について
P4	おうみの名工、おうみ若者マイスターの推薦について
P5	在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内 中小企業の事業活動を担う人材育成のために
P6	優秀勤労障害者の表彰の推薦について 障害者ワークフェアしがを開催します 障害者雇用についての出前講座のご案内
P7	高齢者・障害者雇用助成金のご案内 21世紀職業財団 セミナーのご案内
P8	労働保険年度更新手続は6月1日(木)～7月10日(月)までお願いします
P9	企業支援制度を是非ご活用ください！ 「WORKしが」で企業の魅力を若年求職者へ発信しませんか？
P10	労働委員会だより「労使間のトラブルで悩んでいませんか？」
P11	勤労者向け融資制度のご案内 シルバー人材センターからのお知らせ
P12	人材確保に関するポータルサイト「こようナビ」をご活用ください 滋賀県労働相談所のご案内

7月1日～7日は全国安全週間です

〈平成29年度スローガン〉

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動**  
**未来へつなげよう安全文化**

# STOP熱中症 クールワークキャンペーン

## ～滋賀労働局「職場における熱中症予防対策要領」～

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。滋賀県内でも昨年度、死亡者が1人発生しました。このため、滋賀労働局・労働基準監督署では、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、滋賀県内の事業者に対して必要な対策の周知指導を行っております。本キャンペーンは、5月～9月を取組月間とし、その中でも7月を重点取組月間としております。

事業者の皆様は労働安全衛生法第22条第3項や関連省令による対策の他、法令で直接の義務が定められていない事項であっても、労働契約法第5条による安全配慮義務を踏まえた対策を講じる必要があります。また、発注者や労働者においても、熱中症を発生させないように努める必要があります。

熱中症対策が書かれたリーフレットや関係資料は滋賀労働局のホームページに掲載しておりますので、一読いただき、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組みを進めましょう！

滋賀労働局 熱中症クールワークキャンペーン

【お問い合わせ先】 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 077-522-6650

## 第12回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました

滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、一般社団法人滋賀経済産業協会の4者で構成する「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第12回トップ会議が3月27日に県公館で開催されました。今回の会議では、平成27年3月に策定した滋賀県雇用推進プランの進捗状況を確認するとともに、「長時間労働の抑制、有給休暇の取得促進」および「仕事と生活を両立させるための取組」についての意見交換が行われ、相互に連携・協力していくことが確認されました。



その後、平成29年度の重点的な施策・取組を「安全で安心して将来に希望を持って働くことのできる職場環境の整備」とすることと決定するとともに、県内の働き方改革を促進する取組について検討・実行する「滋賀県働き方改革推進検討会議」の設置について決定されました。

さらに、平成29年度からの最重要課題を「長時間労働の是正と年次有給休暇の取得促進」、「全ての人活躍できる職場環境や多様な働き方の実現」と位置付ける共同宣言を行いました。

### 共同して取り組む7つの柱

- 1 若年者の自立に向けた就業・定着支援と正規雇用の拡大
- 2 女性の活躍が促進される職場環境の整備
- 3 障害者の雇用促進といきいきと働くことのできる環境整備
- 4 高年齢者の豊かな知識や経験を生かした雇用の場づくり
- 5 新規成長産業の振興による雇用の創出および人材確保・定着
- 6 多様なニーズに応じた人材育成
- 7 安全で安心して将来に希望を持って働くことのできる職場環境の整備

## 滋賀労働局 雇用環境・均等室 からののお知らせ

### ○ 「くるみん」「プラチナくるみん」の認定基準・認定マークが変わりました！

平成29年4月1日から、くるみん認定・プラチナくるみん認定は、子育てサポート企業をより多方面から評価する認定基準に生まれ変わりました！

#### 【認定基準等の改正のポイント！】

- ☆ 法定時間外・休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ、月平均60時間以上の労働者がいないことが要件に含まれるようになりました。
- ☆ 男性の育児休業取得の認定基準が「1人以上」から「7%以上」になりました。
- ☆ 企業独自の育児目的休暇について、男性の取得率が15%以上であり、かつ、育児休業の男性取得者が1人以上認められた場合も認定されるようになりました。
- ☆ 労働関係法令違反の範囲が拡大され、労働基準関係法令の同一条項に複数回違反した等の場合には認定されなくなりました。
- ☆ プラチナくるみんの公表事項に、労働時間数の実績が追加されました。



<新くるみんマーク>

### ○ 育児・介護休業法が改正されます！ ～平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします～

#### 【改正内容】

- ☆ 保育所等に入れない場合、育児休業期間を2歳まで再延長できます。（育児休業給付金も2歳まで受給できます。）
- ☆ 事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産をしたことを知ったときに、その労働者が利用できる育児休業等の制度を個別に知らせるよう努めることが必要です。
- ☆ 事業所において、未就学児（小学校入学前の子）を養育する労働者が働きながら子育てがしやすいよう、育児に関する目的のために利用することができる制度を設けるよう努めることが必要です。

【お問い合わせ先】 滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

## 平成29年度 公正採用選考研修会開催日程について

公正採用選考システムの確立に向けた研修及び平成30年3月新規高等学校卒業予定者等の求人手続きに係る説明会を開催します。

- 大津会場 6月 2日（金）13：30～  
アヤハレークサイドホテル（大津市におの浜3丁目2-25）
- 高島会場 6月 9日（金）13：30～  
高島市立安曇川公民館（高島市安曇川町田中89番地 安曇川ふれあいセンター内）
- 長浜会場 6月 6日（火）13：30～  
ヒナ&カキセンター「臨湖」（長浜勤労者総合福祉センター）（長浜市港町4-9）
- 彦根会場 6月 8日（木）13：30～  
ひこね燦ばれず（彦根市小泉町648-3）
- 東近江会場 6月 7日（水）14：00～  
東近江市立八日市文化芸術会館（東近江市青葉町1-50）
- 近江八幡会場 6月 9日（金）14：00～  
滋賀県立男女共同参画センター（近江八幡市鷹飼町80-4）
- 甲賀会場 6月 6日（火）14：00～  
湖南市市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）（湖南市西峰町1-1）
- 草津会場 6月 8日（木）13：30～  
草津アマカホール（草津市草津3丁目13-30）

【お問い合わせ先】 最寄りのハローワーク（公共職業安定所）及び  
滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL 077-526-8686

平成  
29年度

## 滋賀県技能者表彰(おうみの名工) おうみ若者マイスター ～推薦の受付について～

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

平成29年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いいたします。

**【推薦受付・お問い合わせ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL 077-528-3755**


### ☆平成29年度予定

	7月	8月	9月	10月	11月
おうみの名工表彰	候補者の推薦受付		—	審査	表彰式
おうみ若者マイスター認定					認定式

### ☆＜参考＞主な推薦基準（平成28年度） ※次のいずれにも該当する必要があります。

おうみの名工表彰	1 滋賀県内に就業している者 2 優秀な技能を有する者 3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者 4 技能を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者 5 特に職業訓練業務に功績のあった者 6 他の技能者の模範と認められる者
おうみ若者マイスター認定	1 滋賀県内に居住または勤務している者 2 4月1日現在で35歳未満であり、対象業種に従事している者 3 技能検定1級または単一等級以上に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者 4 技能五輪・技能グランプリ全国大会において入賞経験があるなど、全国レベル以上の技能競技大会等で優秀な成績を収めたことがある者

※平成29年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などでご確認ください。



法務大臣による  
裁判外紛争解決手続の認証制度

広告

## 社労士会労働紛争解決センター 滋賀


特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。  
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。  
具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心  
③早期解決 ④毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤現在、無料にて解決

**総合労働相談所**  
 開催日：毎週 土曜日  
 13：00～17：00

**年金相談センター**  
 開催日：毎月 第2土曜日  
 13：00～17：00  
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-511-1480



**滋賀県社会保険労務士会**  
 〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階  
 Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800  
<http://www.sr-shiga.com/>

## 在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（低電圧電気取扱い特別教育、第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、測量、木造住宅の耐震診断、住宅の省エネルギー性能評価、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、PLC制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

### ◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース

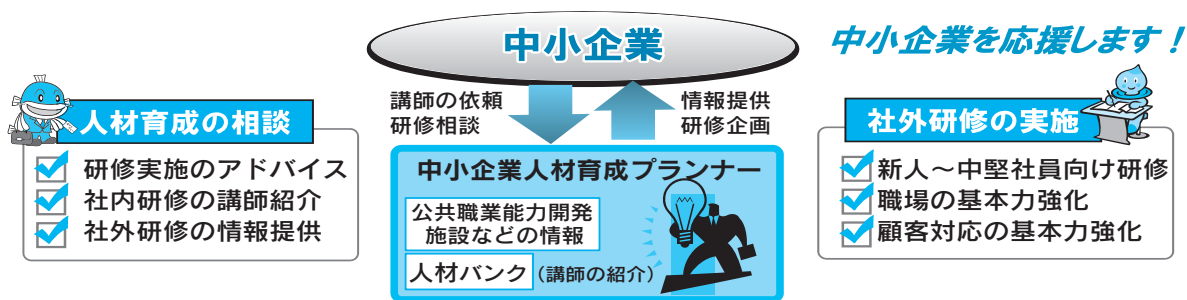
- 機械関係（実践機械製図、製造技術者の油圧実践技術、製造技術者の空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場で使う品質管理技法、製造現場における工程管理技法と改善、TIG溶接実践技術（ステンレス鋼板材編）、切削加工検証（旋削編）、旋盤高精度加工技術、熱処理と表面硬化技術など）
- 電気・電子関係（実践電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 （テクノカレッジ米原）	高等技術専門校草津校舎 （テクノカレッジ草津）	滋賀職業能力開発促進センター （ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校 （滋賀職能大）
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191	0748-31-2252
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/		ポリテクセンター滋賀HP「2017年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大HP「2017年度能力開発セミナーガイド」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html	

## 中小企業の事業活動を担う人材育成のために

『中小企業人材育成プランナー』が人材育成に関する相談や企業ニーズに合った研修などを実施しています。



【平成29年度の研修予定】 <<新入社員から中堅・リーダーまで広く支援>> <<基本の力を強化>> <<受講は無料>>

研修テーマ	開催場所	受講対象	定員	時期	
				募集	研修日
第1回 ビジネスの基本I (2日間研修)	甲賀市 (サントピア水口)	新人 中堅	25	7月 8月	8月30日(水) ～31日(木)
第2回 現場の基本力	守山市 (守山市民ホール)	若手 中堅 リーダー	25	8月 9月	10月11日(水)
第3回 ビジネスの基本II	長浜市 (長浜バイオ大学 ドーム)	若手 中堅	25	9月 11月	11月29日(水)
第4回 現場の基本力	近江八幡市 (近江八幡商工会 議所)	若手 中堅 リーダー	25	11月 1月	2月14日(水)

ビジネスの基本力 I / II	現場の基本力
○自己管理、対人関係、業務遂行の基本力強化において、ビジネスマナーとコミュニケーションで力を発揮するためのスキルを習得  ・入社後の振り返り ・接遇の基本 ・ビジネス会話の基本 ・電話対応、来客対応 ・コミュニケーションタイプ別対応法 ・アサーティブコミュニケーション  ※第1回：2日間研修 第3回：顧客コミュニケーション重点	○自己管理、対人関係、業務遂行の基本力強化において、「5S」の考え方と手法を分かり易く解説し、職場環境改善の姿勢や基本スキルを習得  ・入社後の振り返り ・「5S」とは ・「5S」実践スキルとキーポイント ・「5S」を上手に進める方法 ・行動計画  ※「5S」とは改善のための手法で、整理・整頓・清掃・清潔・しつめの頭文字をとったものです。

各研修会の案内は本校ホームページに順次掲載します。  
http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/#tyusyo\_kigyoujinzaikusei  
（「滋賀県立高等技術専門校」で検索、ホームページ左側の「中小企業人材育成促進事業」をクリック）

【お問い合わせ先】 滋賀県立高等技術専門校 草津校舎（テクノカレッジ草津）  
TEL 077-564-3296

## 優秀勤労障害者の表彰に該当する方をご推薦ください！

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構は、障害者雇用の重要性を理解し、雇用の促進と職業の安定に積極的に貢献している事業所、団体および長年にわたり勤続し職業人として業績を挙げている個人の努力を讃えるため表彰を行っています。

次の表彰条件に該当する方がおられましたら、ぜひ、ご推薦をお願いします。

詳細は県のホームページをご覧ください。

### 1. 優秀勤労障害者の表彰条件

- ①滋賀県知事表彰... 7年以上同一事業所に勤務し、業績を認められた者等  
または7年未満でも特に優秀と認められた者等
- ②機構理事長努力賞表彰... 3年以上同一事業所に勤務し、職業人として業績を挙げ、同僚等の模範となっている者等

### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部高齢・障害者業務課 TEL：077-537-1214

## 「障害者ワークフェアしが」を開催します！

参加費無料

滋賀県、滋賀労働局、機構では県内企業や県民の方に障害者雇用に関心を持っていただく機会として「障害者ワークフェアしが」を開催します。当日は表彰式と障害者雇用にかかる講演の2部構成を予定しており、これから障害者の雇用を考えられている方や、既に取り組まれている方など、どなたでも気軽にご参加ください。詳細につきましては、後日、県のホームページ等に掲載いたします。

◎日 時：平成29年9月4日（月）13:15～

◎場 所：草津アマカホール（草津市草津三丁目13番30号）

## 障害者雇用についての出前講座のご案内

### 1. 概要

障害者雇用に対する理解を深めていただくため、経済団体や組合等が開催される研修会等に、障害者を雇用されている企業の方や就労支援者を、滋賀県が講師として派遣し、「出前講座」を実施しますので、ぜひご活用ください。

### 2. 対象

県内の各経済団体、組合、企業関係者等

### 3. 「出前講座」内容

派遣講師：障害者雇用の先進企業、障害者就労支援関係者等

実施期間：平成30年3月31日まで

内 容：講演、障害者雇用を進めるための情報交換会、現地見学等

費 用：講師派遣にかかる費用（謝金や交通費）は無料

### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 就業支援係

TEL：077-528-3758 FAX：077-528-4873 MAIL：fe0004@pref.shiga.lg.jp

高年齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ

## 高年齢・障害者雇用助成金 説明会のご案内

豊富な活用事例  
よりご案内します。

### ○65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会実現のために高年齢者の安定した雇用の確保のため、以下の措置を実施する事業主に対して助成金が支給されます。（全3コース）

【65歳超継続雇用促進コース】：65歳以上の年齢への定年の引上げ、定年の定め廃止等

【高年齢者雇用環境整備支援コース】：高年齢者の雇用環境の整備や雇用管理制度の導入等

【高年齢者無期雇用転換コース】：定年年齢未満の有期契約労働者の無期雇用転換

### ○障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

特別な措置を行わなければ障害者の雇用や継続が困難であると認められる場合、事業主の経済的負担を軽減するための助成金が支給されます。

【障害者作業施設設置等助成金】 【障害者介助等助成金】等（全15種）

（詳しくは機構HP <http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/> を参照下さい。）

⇒いずれの助成金も要件等により支給額、支給割合等が異なりますので、申請を希望する場合は、事前に下記担当まで一度ご相談ください！

【お問い合わせ先】独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀支部高年齢・障害者業務課 TEL 077-537-1214

## 21世紀職業財団

### 2017年度 公開セミナーのご案内

#### ★パワハラを意識して指導に迷いを感じている管理職向け

パワハラにならないための指導力強化セミナー

開催日時 6月20日（火）13：30～16：30

場所 21世紀職業財団関西事務所研修室

（大阪市中央区本町4-4-24住友生命本町第2ビル9階）

#### ★ハラスメント相談担当者向けセミナー

開催日時：① 7月14日（金） 9：30～16：30（アドバンス編）

② 9月28日（木） 13：30～16：30（ベーシック編）

③ 11月14日（火） 9：30～16：30（アドバンス編）

場所 鉄鋼会館（大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル11階）

#### ★女性活躍推進を効果的に進めるために

ダイバーシティ・女性活躍推進新任担当者セミナー

開催日時 ①スタートアップ：7月6日（木） 10：00～17：00

②フォローアップ：12月7日（木） 13：30～16：30

場所 21世紀職業財団関西事務所研修室

（大阪市中央区本町4-4-24住友生命本町第2ビル9階）

※チラシ・詳細はHPをご覧ください。

【お問い合わせ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL：06-4963-3820

<http://www.jiwe.or.jp/>

E-mail：kansai@jiwe.or.jp



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

滋賀労働局からのお知らせ

**労働保険年度更新手続は  
6月1日(木)～7月10日(月)  
までにお願ひします。**

**年度更新手続**

○労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、平成28年度の確定保険料と平成29年度 概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

**保険料の申告・納付**

○保険料の申告・納付は最寄りの金融機関(銀行・郵便局)、労働基準監督署、ハローワーク(申告のみ)、社会保険・労働保険徴収事務センター(申告のみ)、又は滋賀労働局労働保険徴収室において早めにお済ませください。

なお、口座振替の事業場は金融機関に申告書を提出することができません。

また、郵送による申告書の提出(滋賀労働局労働保険徴収室及び各監督署)も可能です。

○年度更新申告書の受付・相談会を開催いたしますので、ご利用ください。


	開催日時	会場	所在地	電話番号	
年度更新申告書の受付・相談会	6月12日(月)	9:30～16:00	長浜商工会議所 中ホール	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
	6月16日(金)		草津商工会議所第4会議室	草津市大路2-11-51	077-564-5201
	6月20日(火)		甲賀市商工会	甲賀市水口町水口5577-2	0748-62-1676
	6月22日(木)		高島市商工会(本所)	高島市安曇川町田中89	0740-32-1580
	6月26日(月)		守山商工会議所 101号室	守山市吉身3丁目11-43	077-582-2425
	6月28日(水)		長浜商工会議所 中ホール	長浜市高田町10-1	0749-62-2500
	6月29日(木)	9:00～16:00	滋賀労働局総務部労働保険徴収室	大津市御幸町6-6	077-522-6520
	7月4日(火)	9:30～16:00	大津労働基準監督署	大津市馬場3丁目14-17	077-522-6641
			彦根公共職業安定所第2会議室	彦根市西今町58-3	0749-22-2500
	7月5日(水)		大津労働基準監督署	大津市馬場3丁目14-17	077-522-6641
7月6日(木)	彦根公共職業安定所第2会議室		彦根市西今町58-3	0749-22-2500	
7月7日(金)		東近江労働基準監督署	東近江市緑町8-14	0748-22-0394	
7月10日(月)	9:00～16:00	滋賀労働局総務部労働保険徴収室	大津市御幸町6-6	077-522-6520	

○郵送先住所

滋賀労働局総務部労働保険徴収室	〒520-0057	大津市御幸町6-6	T E L 077-522-6520
大津労働基準監督署	〒520-0802	大津市馬場3-14-17	T E L 077-522-6641
彦根労働基準監督署	〒522-0054	彦根市西今町58-3	T E L 0749-22-0654
東近江労働基準監督署	〒523-0023	東近江市八日市緑町8-14	T E L 0748-22-0394


【お問い合わせ先】滋賀労働局総務部労働保険徴収室 T E L 077-522-6520

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。 広告




けっこう使える。  
ろうきん

はたらくみんなの  
金融機関、  
近畿ろうきん。



http://www.rokin.or.jp

お客様センター  0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(土曜・日曜・祝日、12月31日～1月3日は除く)

ろうきん イメージモデル 高梨 臨



## ◆企業支援制度を是非ご利用ください！◆



## 企業提案型人材力育成確保事業

## ①高度専門人材確保支援 &lt;上限額：200万円/人&gt;

販路開拓や新事業展開のための、高度な技術・知識・経験等を有する人材の新たな雇用を支援します。

対象経費	新規雇用に要する人件費。（給与、諸手当、社会保険料等の事業主負担分）
補助限度額	新たに雇い入れる者1人あたり200万円以内。

- ・補助対象期間は、雇用を開始した日から最長平成30年1月31日まで。ただし、6か月を限度とします。
- ・補助対象期間終了後、高度専門人材または新たな人材の正規雇用を行うことが必要です。

## ②新規事業展開トライアル支援 &lt;上限額：50万円/件&gt;

新規事業展開等に向けた試作開発や販路拡大に要する経費を支援します。

対象経費	新試作開発のための原材料費、試験分析等の経費や販路拡大のための営業旅費、展示会出展のための経費など。
補助限度額	1件当たり50万円以内。ただし、1社当たり1件までとします。

- ・補助対象期間は、事業を開始した日から最長平成30年1月31日まで。ただし、6か月を限度とします。
- ・本事業の利用により展開が実現した事業において、新たな正規雇用を行うことが必要です。

## ※①②共通事項

- ・支援を受けるためには、事前に計画の提案により事業採択を受ける必要があります。
- ・「高度モノづくり・環境」分野または「食料品」分野の指定業種に該当する企業が対象になります。
- ・対象業種に該当する、滋賀県内に事業所を有し「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト運営協議会」に参加登録をした企業が対象になります。

その他、募集に関する詳細は滋賀県産業支援プラザのホームページをご確認の上、ご応募ください！

URL: <http://www.shigaplaza.or.jp> （※募集要項や申請書等を掲載しております）

トップページにある「滋賀発の産業・雇用創造推進プロジェクト」をクリックしてください。

## 【お問い合わせ先】

（公財）滋賀県産業支援プラザ 産業・雇用創造推進センター TEL 077-511-1424



# WORKしが

企業の魅力・採用/インターンシップ情報を、  
学生や若年求職者へ発信しませんか？

～ 登録企業を募集中 ～

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

既に登録済の企業の皆様は適宜最新の  
情報に更新をお願いいたします！

## 【登録方法】

<https://www.workshiga.com/>にアクセスし、トップページの「企業の皆様へ」をクリックの上、必要事項を記入して申請をお願いいたします。

## 【お問い合わせ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係

TEL:077-528-3759 Email: fe0008@pref.shiga.lg.jp

労働委員会  
だより

# 労使間のトラブルで 悩んでいませんか？

## 労働委員会がお手伝いします

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な行政機関です。

### 労働委員会の紛争解決制度

#### ◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば・・・

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

#### ◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 賃金や一時金の交渉が解決しない。
- ・ 休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・ 人員整理、配置転換等で労使合意に至らない。

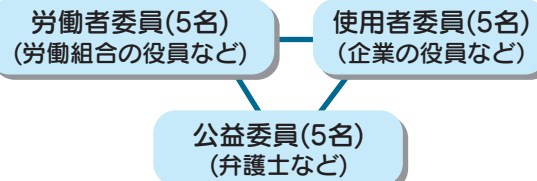
#### ◆個別的労使紛争のあっせん (労働者個人と使用者との紛争)

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば・・・

- ・ 突然解雇を言い渡された。
- ・ 賃金を一方的にカットされた。
- ・ 配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

### 労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

### 滋賀県労働委員会の活動状況

#### ◆最近5年間の取扱件数の推移

業 務	年				
	24	25	26	27	28
不当労働行為審査	6	3	3	7	4
労働争議のあっせん	3	2	2	5	2
個別的労使紛争の あっせん	3	3	2	8	7

当委員会委員(公・労・使各側1名)による

#### 無料での労働相談を実施しています

★毎月第4金曜日・「月例労働相談」(会場:県庁) 電話での予約(10日前まで)をお願いします。

★10月・毎週1回程度開催(会場:県内各地) 詳細は決定次第お知らせします。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。 まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

滋賀県労働委員会事務局 まで

〒520-8577

大津市京町四丁目1-1 県庁東館5階

TEL: 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

## 滋賀県の勤労者向け融資制度 (平成29年4月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間(据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年(2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

**取扱金融機関** 近畿労働金庫、滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都銀行  
京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫  
滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

【お問い合わせ先】 県内の各取扱金融機関 または 滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課  
TEL:077-528-3751 FAX:077-528-4873

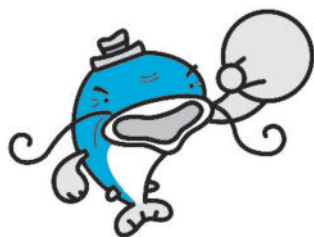
## シルバー人材センターからのお知らせ

**シルバー会員募集中です。**健康で働く意欲と能力がある60歳以上の高年齢者で、センターの趣旨に賛同される方であれば会員として参加できます。介護や育児等現役世代を支える分野、空き家や後継者のいない農地など地域の困りごと、深刻な人手不足に悩む地元の中小企業やスーパーの助っ人などシルバーは様々な場面で地域のお役に立てます。

～まずは、お住まいの市町シルバー人材センターで会員登録を～

**平成29年度技能講習受講生募集中です。**県内在住の55歳以上の方で働く意欲のある方を対象に、介護職員初任者研修、ブラッシュアップパソコン講習、DIY(木工・園芸等)技能講習、生活支援サービス従事者講習など就労支援の技能講習25講習を開催します。

～受講料は無料です。興味のある方は下記まで～



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター  
「なまひげ先生」

【お問い合わせ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

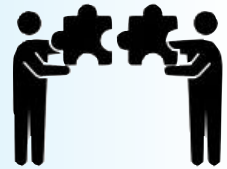
〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階

TEL:077-525-4128 FAX:077-527-9490

HP: <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

～人材の確保に悩まれている方へ～

## 人材確保に関するポータルサイト 「こようナビ」をご活用ください。



就職関連イベントや人材確保に役立つ取り組みなどの情報を、広く発信するため滋賀県ホームページ内に「こようナビ」を開設しています。

人材確保に向けて、より多くの求職者とのマッチング機会を得るためにぜひ「こようナビ」をご活用ください。

\* ホーム > しごと・産業 > 労働・雇用 > 雇用 > こようナビ（人材確保に関するポータルサイト）

### 【掲載情報】

- 主に県内で開催される就職イベント等の一覧  
例) 合同企業説明会・障害者雇用啓発セミナーほか
- 人材確保に役立つ取り組み



### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 就業支援係

TEL : 077-528-3758

FAX : 077-528-4873

E-Mail : fe0004@pref.shiga.lg.jp

## 滋賀県労働相談所のご案内

### 労働に関する疑問・トラブルはありませんか？

「明日から来なくていい」と言われた。 残業手当を支払ってくれない。  
有給休暇をとれない。 職場でケガをしてしまった。どんな給付が受けられる？  
労働組合から団体交渉を求められている。どう対応すればいい？

**労働者・事業主を問わず、専門の相談員が相談に応じます。**

**相談無料、秘密厳守**ですので、お気軽にご利用ください。

面談（事前にご予約が必要です。）・電話のいずれの相談もご利用になれます。

#### ◇開設時間

月曜～金曜（平日） 10時～20時（12：30～13：30、15：00～15：15除く）  
（祝日） 17時～20時  
土曜・日曜 10時～16時（12：30～13：30除く）

#### ◇電話番号

077-511-1402

0120-967164（フリーアクセスは、滋賀県内の固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です）

相談員の勤務上の都合などで、一時的にご利用いただけない場合がありますので、ご容赦ください。

### 滋賀県労働相談所

〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(6階)  
JR琵琶湖線「膳所」駅より徒歩15分、  
京阪電鉄「石場」駅より徒歩3分

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL : 077-528-3751 FAX: 077-528-4873  
http://www.pref.shiga.lg.jp/  
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp